

2012年後期 江戸の本づくり

## 第5回 本屋仲間というもの

はしぐち 橋口  
こうのすけ 侯之介



本屋を知る手始めに、かれらが組織をつくって活動していたことを把握しておきたい。この集団性が、江戸時代の書物のありかたを大きく決めていたからである。

### 株仲間というもの

江戸時代の商業は本屋に限らず、業種別に「<sup>なかま</sup>仲間」と呼ばれる組織をつくって活動していた。現代でも大は自動車工業会、小は古本屋の入る古書組合まで業種別の集団がある。同業者がこのように組織をつくるのは、昔から変わらない。

中世には座と呼ばれる同業者集団があつて、公家・大社寺などを本所として、そのもとで独占的な特権をもった組織が強固に存在していた。きわめて排他的で、座に属さずに新規参入することなど不可能だった。ヨーロッパでも中世のギルドが同じような形態だった。それが戦国時代、信長によって<sup>ほんじよ</sup>楽市楽座となつて解散され、新規の商人も自由な営業ができるようになった。

江戸幕府も基本的に楽市楽座の制度を受け継いだので、特権的な仲間寄り合いの組織化を認めなかった。明暦三年（1657）のお触書の条文。

呉服屋、糸屋……物之本屋、紙屋……此他諸商人中ヶ間一同之申合を仕置候に付……自今以後、一同之申合せ停止之事（傍点筆者）

呉服屋などとともに物之本屋（書物屋）も「中ヶ間＝仲間」の申し合せをすることを禁止していた。

### 本屋仲間の前身・講

江戸時代の初期、数十年たつと京都では多数の本屋が誕生した。かれらは、やがて同業者集団をつくる。それは貞享二年（1685）に<sup>こう</sup>講という形で結ばれた。さらにその下に上中下の三組あつた。町奉行は黙認している。大坂でも24軒の本屋が集まって講を形成していたことが、元禄十一年（1698）の記録によって確かめられる。江戸でも組という単位で複数の同業集団があつた。

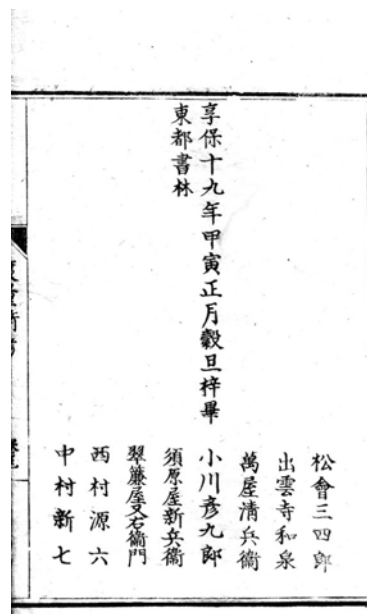
講というのは、ほんらい信仰のために村や町、商人、職人といった単位で結ばれる集団である。座よりゆるい集団で、金銭的な相互扶助制度ももっていた。きわめて共同体的性格をもった集団である。排他性は小さいが、といて講に入らない新規参入者とは対立することもある。

### 享保改革と本屋仲間の正式発足

八代将軍吉宗のとき、むしろ商工業組織を幕政に取り入れるほうが得策であるという考えが主流となった。吉宗が将軍となる直前の時代は、不景気のどん底だった。金銀鉱山は枯渇し、幕府財政は破綻寸前、諸物価は高騰していた。それを打開するために、農村での年貢増徴政策、倹約の奨励などと並んで商業政策を改めた。とくに物価統制策の一環として仲間組織の解禁を打ち出したのである。

町方の施策は町奉行・大岡越前守が中心となって進め、「諸商人諸職人組合仲間相定候付」という布令を出したのが享保6年（1721）である。これは各種の商人職人に職種別の組合（仲間）を立て、それぞれ代表者を定めさせうえで公認するというものである。むしろ積極的に組織化するように奨励した。

新たに公認された本屋仲間は、それまでの講組を合同して結成した。その中から行事<sup>ぎょうじ</sup>（大坂では行司と記されたが、職掌は同じ）という月ごとに



幕府の補助でできた『度量衡考』。奥付には発行者の名があるが、これが江戸の本屋仲間の協力的なメンバー。

交代する役員を選任して代表者とし、奉行所の配下に入ることになった。

この結果、江戸ではおよそ 150 軒、京都では 200 軒（時期によって増減する）、大坂でははじめての 30 軒が 19 世紀初頭には 300 軒まで増大する。江戸や京都では、一定の出板活動をする店を成員としたが、大坂では売り子といわれる販売専門の小さな店も仲間に入れたからである。

### 享保の出版条目

こうして、仲間が公認された翌年、享保 7 年 1 1 月に有名な出版条目が発布される。

- 1 新しく出版する書物に、みだりに異説を取り混ぜたようなものを固く禁ずる。
- 2 好色本は風俗を害しているのので、既刊のものは内容を改めるか絶版にすること。
- 3 人の家筋、先祖のことなどを書いて流布することを禁ずる。
- 4 今後新しく刊行する書物はすべて、作者、**板元の実名を奥書**として示すこと。
- 5 権現様（徳川家康）についてはもちろん徳川家の事柄を書いた版本・写本を以後禁ずる。
- 6 今後、仲間がよく吟味して違反のないように心得ること。

これは、以後幕末まで有効な基本法令となった。

幕府にとっては仲間があると本屋に自主的な書物の検閲をさせることができ、こうした触れを有効にすることができた。本屋の側では、懸案だった本屋間の出版権侵害（**重板**=海賊版対策）に対抗する組織力を得たことにメリットがあった。双方の意向が一致した政策だったのである。

### 仲間の実態

本屋は仲間に加えると「本屋仲間株」を取得できる。成員はこの株によって保証されていた。人数に制限はなく、そういう意味で排他的なほかの業種とは異なる。

仲間に入ると、出版をし、それを販売ルートに乗せて売る権利を得た。とくに本を出すこと、すなわち板木の権利をもつことを**板株**（はんかぶ）というが、それを重要視した。いわば現代の出版権に相当するものである。当仲間は、江戸・京都・大坂の三都を中心に組織化されたが、これら都市間でも相互に本の流通をおこなっていた。江戸の本を上方に売ることも、その逆もできるようになっていた（寛政六年 1794 に尾張・名古屋で仲間が結成され、三都から四都体制になった）。

この行事（行司）が町年寄の配下に入り、さらに奉行所の許可を得る制度になっていた。奉行所の役人は、本屋や書物のことを直接関知していたわけではなかった。ほとんどのことは仲間内で処理され、問題がおきると町年寄の判断を受けた。それでも解決しないと奉行所の判断を仰ぐという仕組みだったのだ。

奉行所と商人の間に町年寄というのは、法令の伝達、株仲間の願いや届けの受理などを担った役人がいた。ただし身分は町人で、徳川家との古い関係があって特権が与えられていた。そのうち書物関係は奈良屋が担当した。日本橋本町一丁目の現在の日本銀行本店の敷地に町役所があった。江戸期を通じて本屋ともっとも関係の深かったところである。奉行所は、南町・北町奉行所が月番で交代していたが、どの月であっても書物関係は北町の扱いだった。

### 仲間行事の仕事

本屋は刊行したい本があると、その元原稿を用意する。これを種本（たねほん）とか稿本（こうほん）ともいうことは前に紹介した。これを行事に提出する。申請者を開板願人（ねがいにん）といった。行事は差し支えなしと判断すると、それを町年寄などの町役人を経て奉行所へ差し出す（京都では直接奉行所へ行った）。それで許可（免許）が出ると、行事から印の捺された「添章」（そえしやう）というのが出る。これをてんしょうともいった。開板願人は仲間備え付けの「割印帳」に調印する。これが『享保以後江戸出版書目』として今日まで残っている。

添章が出たことは三都のほかの都市の仲間にも知らせて、その土地の添章を発行した。そこではじめて全国的に流通させることができるのである。

『大坂本屋仲間記録』のなかには「出勤帳」というのがあって、ようするに仲間役員である行事（大坂では行司）の寄合の議事録である。毎回の仕事ぶりが細かく記録されている。しかも、明和元年（一七六四）から明治初期まで続いている。おおむね月に一度だが、いそがしいと二、三回開くことがあった。そこには新刊の適否を判断して添章を出す以外の、さまざまな仕事ぶりが描かれている。

『大坂本屋仲間記録』のなかには「出勤帳」というのがあって、仲間役員である行司の寄合の議事録である。毎回の仕事ぶりが細かく記録されている。おおむね月に一度行司が集まり（いそがしいと二、三回開くことがあった）、さまざまな仕事をした。

寄合は、古本や板木の市も開かれる店で開かれ、そこが仲間たちの会所の役もはたしていた。そこで八名の行司が集まった。その時間も朝食後から夜五つまでと一日がかりのことが多い。五つとは夜の九時頃である。そこではまず、通常の業務である仲間加入や名義変更の手続き、帳面の整理、本や板木の市からの手数料収受、添章の発行、新刊を惣年寄などへ献本する処理、新規の受付、京都や江戸からの添章の大坂での認可などである。

面倒なのは、外からの苦情で、本の内容に誤りがある、寺院などの私家版を勝手に売っている、公儀の禁忌に触れるおそれがあるなどさまざまなことを指摘される、惣町年寄から呼び出しがあることもある。こういうのを「差支」とか「差障」といったようだ。そうしたさいに残しておいた書類が『大坂本屋仲間記録』のなかにある「裁定帳」で、双方の言い分や、解決のために示した書類の写しが丹念に綴じこまれている。

### 苦情処理

行司の腕の見せどころは重板・類板問題の処理である。重板はそっくりまねして作るいわば海賊版、一部を盗用したり内容を似せて作った本を類板という。開板の申請があったとき行司は、重板・類板の恐れがあると判断すると、板株をもって関係の本屋に種本を見せる。これを「回本」といった。そこで他店から異議申し立てがあることを差構といった。

仲間の保存資料の多くは、この差構にかんするものである。18世紀初頭までは重板が問題だったが、しだいにひどい海賊版は減り、混乱は減っていく。そのかわり、類板については頻繁に差構を申し立ててくるもので、行司はそれらにいちいち対処した。関係する本屋を呼びつけて弁明を聞き、行事の裁定で丸くおさめる。だいたい金銭で解決するか、双方の相合板（出版権に参加させること）ということにする。相合だと売り上げから一定の割合で申し立て側に金銭がわたるからである。こういう解決法から行司にかなりの権限があった。

さらに重板・類板と判断され発売差し止めのときは、その旨書状にして他都市の行司に送る。逆に他都市からそうした通達に来る。これを周知させるために、市場のように仲間の集まる場所（会所）に張り紙をする。

講義の要旨は pdf にするので、[http://www.book-seishindo.jp/seikei\\_tanq/](http://www.book-seishindo.jp/seikei_tanq/)でダウンロードを。

質問は、専用メールでいつでも。 khashi@s.email.ne.jp

次回（11月8日）はDVD『Documentary 和本』（三好大輔監督）鑑賞

### 参考文献：

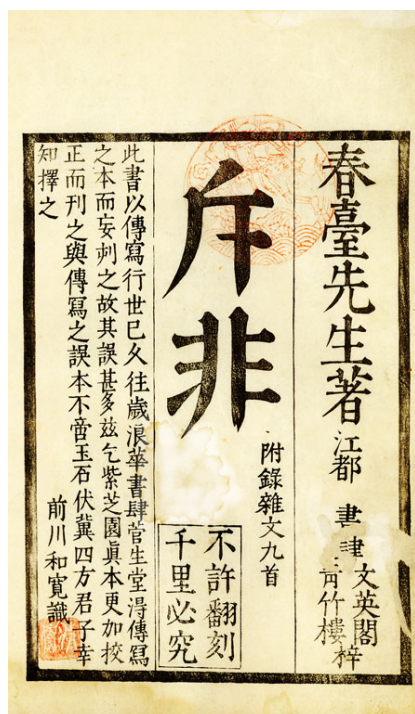
『江戸の出版』ペリかん社、平成17年

蒔田稲城『京阪書籍商史』昭和5年、43年

長友千代治『江戸時代の図書流通』平成十四年、思文閣出版

上里春生『江戸書籍商史』復刻版、昭和四十、名著刊行会

大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』全18巻、昭和五十年、清文堂出版発売



儒学者・太宰春台の『斥非（せきひ）』の見返しに、大坂の菅生堂が出した本は、本書の海賊版であり、誤りが多いと江戸の前川という本屋が注意書きした。